⑬　詳細は、入札説明書による。
⑭　問い合わせ先
①　令和３・４年度一般競争参加資格の認定に関する事項
イ　申請方法について
当機構ＨＰ（https://www.ur-net.go.jp/order/info.html）を参照
ロ　問い合せについて　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―4906
②　公募条件に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー17階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部工務課　電話03―5323―2401
③　設計図書、現場説明書に関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部設計課　電話03―5323―2731
④　入札手続きに関する事項　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―4906

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Director General in charge of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Reconstruction of the 9th Apartment building at Nouvelle AKABANEDAI housing complex, and other urban development project
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4: 00 P.M. 10 May 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders: 12: 00 A.M. 26 July 2021
⑹　Contact point for tender documents: Bidding & Contract Division for Tokyo Metropolitan Area, General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―4906

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年３月29日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　ヌーヴェル赤羽台（建替）第10住宅（Ｆ１先工区）建築工事
⑶　工事場所　東京都北区赤羽台一丁目他
⑷　工事内容　建築工事一式
①　住棟　鉄筋コンクリート造　地上10階建１棟（建築基準法上の住棟数、以下同じ）　住宅戸数75戸　延べ床面積約5,411㎡
②　住棟　鉄筋コンクリート造　地上12階建１棟　住宅戸数80戸　延べ床面積約5,253㎡
③　立体駐車場　延べ床面積約1,929㎡
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和６年２月７日まで（予定）（指定部分（建築工事一式）、令和５年４月18日まで）
⑹　追加工事　なし
⑺　工事実施形態
①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事は、４週６閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。
④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
⑤　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑥　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
なお、紙入札方式に関する申請については、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ＨＰより入手すること。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）
2　競争参加資格　次の⑴から⑰に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑱の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑲に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより上記１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における令和３・４年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。
⑶　当機構東日本地区における令和３・４年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　申請書及び資料の提出期限日から開札までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。
なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　総合評価に係る「施工計画」が適正であること。